

グロス・ビディングについて

2025年6月27日

第10回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただく内容

- **グロス・ビディング**とは、余剰電力を中心に行われている取引所取引（ネット・ビディング）に加え、旧一般電気事業者の社内取引分を含めて取引所を介して売買する取組である。この取組は、①**市場の流動性向上**、②**価格変動の抑制**、③**透明性の向上**という3つの効果を期待して、2017年4月に導入された。
- 第64回制度設計専門会合（2021年8月）及び第87回制度設計専門会合（2023年7月）において議論を行い、当初期待された効果が一定程度見られたことや内外無差別な卸売により社内取引の透明性が向上したことから、**2023年10月から当面の間、グロス・ビディングを休止**することとされた。その後、第90回制度設計専門会合（2023年10月）において、**休止から1年程度市場への影響を注視した上で、正式に取りやめることについて判断**することとした。
- 今般、①から③の**効果について改めて評価した上で、グロス・ビディングの取りやめについて判断**することとしたい。

グロス・ビディングに当初期待された効果に係る評価 (①市場の流動性向上、③社内取引に係る透明性の向上)

- スポット市場における約定量については、下表のとおり、グロス・ビディング導入前（2016年度）と比べて増加しており、市場の流動性は向上しているといえる。
- なお、2023年10月のグロス・ビディングの休止によってスポット市場の約定量は減少しているが、グロス・ビディングを除外した実質的な入札量や約定量は2022年度と同程度を維持している。
- また、内外無差別な卸売のフォローアップにおいて、全ての旧一般電気事業者等が、卸標準メニューを作成・公表したことに加え、発電・小売部門間の情報遮断等に取り組んでいることが確認されたことから、社内取引の透明性向上に向けた取組が進められているといえる。

スポット市場における約定量及びJEPXの取引会員数の推移

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
約定量（億kWh）	230	586	2,086	2,925	3,128	3,272	3,185	2,615	2,657
【GBを除く実質約定量 前年比】	-	-	-	-	-	-	-	0.9倍	1.1倍
JEPX取引会員数（社）※1	124	135	163	184	236	276	283	299	321

2017年4月
グロス・ビディング順次開始

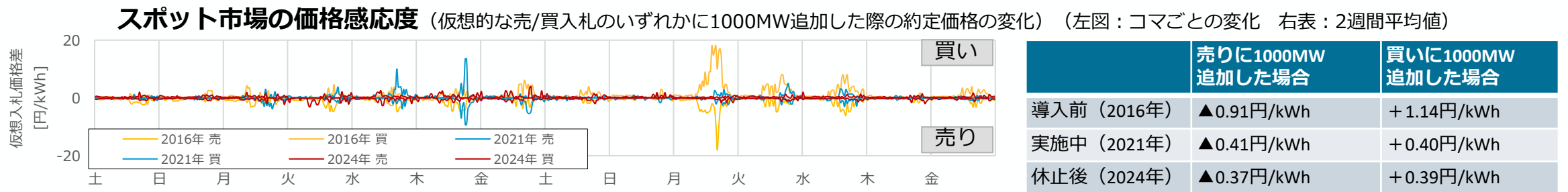
2023年10月
グロス・ビディング休止

※1 JEPX取引会員数は、年度末の会員数を記載した。

グロス・ビディングに当初期待された効果に係る評価と対応方針 (②価格変動の抑制)

- グロス・ビディング導入前（2016年度）・実施中（第64回制度設計専門会合で本件について議論した2021年度）・休止後（2024年度）における8月上旬※のスポット市場の価格感応度を比較した結果、グロス・ビディング導入前よりも、グロス・ビディング実施中及び休止後の方が、価格感応度が低下している。
- なお、8月上旬※のシステムプライス±5%の価格の札の量について見ると、グロス・ビディング実施中の2021年（一日平均109,538 MWh）と、グロス・ビディング休止後の2024年（一日平均112,988 MWh）は約定価格近傍の札は微増しており、グロス・ビディングを休止しても約定価格の変動幅は抑制されているといえる。

※確認対象期間は、2016/7/30(土)～2016/8/12(金), 2021/7/31(土)～2021/8/13(金), 2024/8/3(土)～2024/8/16(金)



➤ 以上から、グロス・ビディングに期待された①市場の流動性向上、②価格変動の抑制、③透明性の向上の3つの効果は、休止したとしても減退していない。このことから、グロス・ビディングは、一定の役割を果たしたとして、取りやめることとしたい。

以下、参考

(参考) グロス・ビディングに期待される効果

- グロス・ビディングには様々な効果が期待されるが、主に3つの効果が期待される。

グロス・ビディングに期待される効果

①市場の流動性向上

- グロス・ビディングとして限界費用ベースで売買入札を行うため、買入札の限界費用が約定価格を下回り、全量買戻しとならない場合には、市場の流動性向上に貢献する。

②価格変動の抑制

- グロス・ビディングにより、売買両面において約定価格帯近傍の入札が増加するため、売買入札曲線の傾きが緩やかになり、価格変動の抑制効果が発生する。

③透明性の向上

- グロス・ビディングの実施後には、社内取引の一部が市場経由で行われるため、社内取引価格が明確となり、社内取引が透明化されることが期待される。

グロス・ビディングに期待された効果・役割の現状①

- グロス・ビディングには、当初、**①市場の流動性向上**、**②価格変動の抑制**、**③透明性の向上**という3つの効果が期待され、2017年4月より順次開始されたところ。
- まず、①市場の流動性向上について見ると、4頁で確認したとおり、**スポット市場での取引量は導入当時と比べ大きく増加**。また、JEPXの取引会員は、2016年度時点では124社であったところ、**2021年7月末時点では270社と約2.2倍に増加**し、2020年度においてはスポット市場への**売り入札の約4割が旧一般電気事業者以外によるもの**となっている（下表参照）など、**参加者が多様化**している。
- さらに、販売電力量ベースで見た**新電力による市場シェアも、着実に上昇**している（次頁参照）。
- こうした状況を鑑みても、**①市場の流動性向上**については、**一定程度達成されているもの**と考えられる。

■ JEPXスポット市場の諸元の年次推移

		年度	2016	2017	2018	2019	2020
		JEPX取引会員数	124	135	163	184	234※1
		売入札量	851	1,208	2,047	2,302	2,344
		うちGB売入札量※3	-	317	1,122	1,273	1,290
		買入札量	323	659	1,931	2,352	2,379
総入札量 [億kWh/yr]	旧一電※2	売-買	528	549	116	-50	-35
	旧一電以外	売入札量	115	183	701	1,215	1,481
		買入札量	284	484	780	1,164	1,380
		売-買	-169	-301	-79	51	101
		売約定量	139	439	1,425	1,830	1,912
		買約定量	26	201	1,378	1,847	1,875
総約定量 [億kWh/yr]	旧一電※2	売-買	113	238	47	-17	37
	旧一電以外	売約定量	91	147	661	1,094	1,216
		買約定量	203	384	708	1,077	1,253
		売-買	-112	-237	-47	17	-37

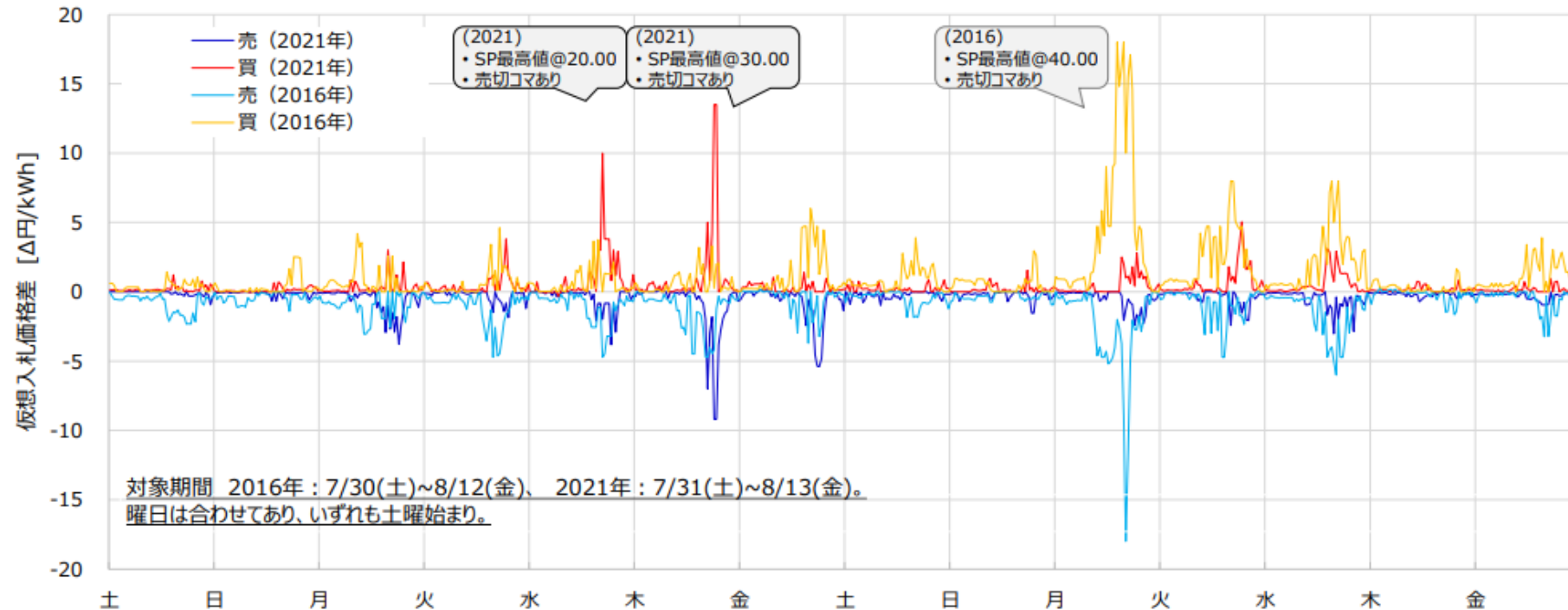
※1：なお、2021年7月末現在では270社。 ※2：グロス・ビディングを行っている旧一般電気事業者による入札量であり、JERAを含まない。 ※3：GBの売入札は専用のアカウントで行われるため区別して集計可能である一方、GBの買入札については専用アカウントがないためGB買入札量を区別して集計していない。

グロス・ビディングに期待された効果・役割の現状②

- 次に、②価格変動の抑制に関し、スポット市場の価格感応度（仮想的な売/買入札を追加した際の約定価格の変化）について、グロス・ビディング導入以前（2016年8月上旬）と足下（2021年8月上旬）を比較した。
- その結果、導入以前では、仮想的な売り入札を追加した際の約定価格変化は、▲0.91円、買いを追加した際は+1.14円となっていたが、足下では売りの追加で▲0.41円、買いの追加で+0.40円の変化に留まり、価格感応度は低下していた（シミュレーション結果（価格変化）はいずれも期間内の平均）。
- こうした比較を踏まえても、②価格変動の抑制効果については、一定程度達成されているものと考えられる。

■ スポット市場の価格感応度（実際の約定価格と、1,000MWの仮想的な売/買入札を加算した場合の約定価格の差（システムプライス））

※なお、売札切れ時においては買い入札価格によって約定価格が決まり、価格感応度は大きくなる傾向にあることに留意。



(参考)

グロス・ビディングに期待された効果・役割③「透明性の向上」の現状

- グロス・ビディングの効果の1つとして、先述のとおり、社内取引の一部が市場経由で行われることによって、**社内取引が透明化**されることが期待されていたところ。また、これまでの御議論においては、グロス・ビディングによって卸市場が競争的になるためには、**発電部門と小売部門との間の情報遮断**が必要、といった御指摘があったところ。
- この点に関して、前回会合（2023年6月27日）にてお示したとおり、内外無差別な卸売のコミットメントに基づき、
 - ①2023年度の通年の相対契約から、**新たに卸標準メニューを作成・公表**していること
 - ②発電・小売部門間の**情報遮断・社内取引の条件を定めた文書が存在**することがすべての旧一般電気事業者において確認されたところ（※②については発販一体の事業者に限る。発販分離を行った事業者については、事業者間の契約が存在。）。
- 旧一般電気事業者による内外無差別な卸売のコミットメントに基づき、このような取組が進められていることを踏まえれば、**③「透明性の向上」についても、グロス・ビディングは期待された役割を終えたと考えられるのではないか。**